

見 積 競 争 公 告

次のとおり見積競争に付します。

令和 7 年 3 月 3 日

全国健康保険協会長崎支部
支部長 橋本 純生

1. 調達内容

(1) 調達件名

令和 7 年度 債権回収催告等業務委託

(2) 仕様及び数量

仕様書のとおり

(3) 契約期間

令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで

(4) 見積競争方法

見積金額は、1 か月当たりの単価とする。

契約の決定に当たっては、見積書に記載された金額をもって落札判定を行うので、参加者は消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、税抜額を見積書に記載すること。見積金額には、本体価格のほか諸経費等一切の費用を含めること。

2. 見積競争参加資格

(1) 全国健康保険協会会計細則第 30 条及び第 31 条の規定に該当しない者であること。

(2) 経営の状況又は信用度が極度に悪化していないと認められる者であること。

(3) 当該案件を確実に履行できると認められる者であること。

(4) 受託者の所在地は、全国健康保険協会長崎支部から概ね 3 km 圏内であること。

(5) 弁護士法（昭和 24 年法律第 205 号）第 8 条に基づき、日本弁護士連合会に備えた弁護士名簿に登録されている者、若しくは、同法第 30 条の 2 に規定する弁護士法人であること。

3. 見積書の提出場所等

(1) 見積書提出場所、仕様書の交付場所及び問い合わせ先

〒850-8537 長崎市大黒町 9-22 大久保大黒町ビル本館 8 階
全国健康保険協会長崎支部 企画総務グループ 担当 秋月
電話 095-829-5003（直通）

(2) 仕様書の内容に対する問い合わせ先

全国健康保険協会長崎支部 レセプトグループ 担当 里森
電話 095-829-5000（直通）

(3) 見積書提出期限

日時 令和 7 年 3 月 18 日（火） 15 時 00 分

※ 上記 2. (5) の確認書類（写し）を添付すること。

4. その他

- (1) 競争参加にあたっては、全国健康保険協会から業務等に関し競争参加資格停止措置を受けている期間でないこと。
- (2) 見積書には、弁護士名を記載し、弁護士の印を押印する、若しくは、法人名・代表者名を記載し代表者印を押印すること。記載漏れ、押印漏れ及び判読できないものは無効とする。
- (3) 見積書及び確認書類写しは持参又は郵送すること。郵送の場合、上記 3. (3) 提出期限までに必着すること。
- (4) 提出後の見積書の差替え、変更又は取り消しをすることはできない。
- (5) 決定者には、追って電話で連絡することとする。
- (6) 契約書の作成の要否 要

全国健康保険協会会計細則（一部抜粋）

（競争に参加させることができない者）

第 30 条 企画総務部長等は、次の各号のいずれかに該当する者を競争に参加させることができない。

- (1) 契約を締結する能力を有しないもの。ただし、未成年、被保佐人及び被補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者を除く。
- (2) 破産者で復権を得ない者
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に掲げる者（競争に参加させないことができる者）

第 31 条 企画総務部長等は、次の各号のいずれかに該当すると認められる者を、その事実があった後3年以内の期間を定めて競争に参加させないことができるものとする。

- (1) 契約の履行にあたり故意に工事、製造その他の役務を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
- (2) 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
- (3) 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた者
- (4) 監督又は検査の実施にあたり、職員の職務の執行を妨げた者
- (5) 正当な理由がなく契約を履行しなかった者
- (6) 契約に関する調査にあたり虚偽の申し出をした者
- (7) 前各号のいずれかに該当する事実があったことにより3年以内の期間を定めて競争に参加させないこととされている者を、その期間、代理人、支配人その他の使用人として使用した者

2 企画総務部長等は、前項の規定に該当する者を入札代理人として使用する者についても競争に参加させないことができる。

3 第1項の適用を受けるものに関する事務の取扱いについては、別に定めるところによる。